

# いわゆる光明立後の詔について

水野 柳太郎

## 序

戦後も五年を経て一九五〇年代になると、苛烈な戦中に多くの俊秀を失ないはしたが、戦前戦中における研究の制約から解放されて、生還した研究者や新たに大学を終えた新進学徒による研究成果の発表が続出した。各学会の大会も盛況を呈して活発な論議が行われ、遅刊を繰返した研究誌も定期刊行を回復し、復刊や創刊される研究誌もあり、大学の紀要も発刊されて、論文発表の場も広がってきた。この頃、学界の注目を受けた優れた研究者の一人が、故岸俊男氏であった。その頃の岸氏の研究成果はおおむね『日本古代政治史研究』に収められている。本書は岸氏の厚意によって頂戴し多くの教示を得たが、其の後も定説の地位

を保っている論考が多い。

昨年、病間の徒然に久しぶりに本書を繕いて往時の追憶に浸っていたが、そのうちの「光明立後の史的意義」は岸氏の発表来半世紀を経過した私の知見を加えると、戦前以来の通説に依拠しておられることや、『続日本紀』本文の子細な検討に欠けるところが散見するので、これらの部分に修正を加えてゆくと、岸氏の見解と異なる結論になるところがあると思われる。それ以来、老耄の身で書き継いだのが本稿である。一九八一年に岸氏が逝去されてからでも二十八年になる。もっと早くに気がついてとの思いに駆られながらのことである。

なお、本稿は「天武天皇崩後の皇位継承について」と題して書き始めたが、史料を引用して検討を加えるとかなり

長文になるので、視点を「いわゆる光明立後の詔」に限定し、安閑天皇以降の皇位継承については、概略を補論として示す事とした。年代の記載も不備で、史料の引用や論証を省いたから粗雑で奇矯の説と思われるかも知れないが、事情のご理解を得て、できるならば他日の詳論を予定したい。

本稿で「いわゆる光明立後の詔」とするのは、『統日本紀』天平元年（七二九）八月壬子条にある二つの詔勅のうち、前者を光明立後の詔とするのが通例であるが、これは光明立後の事情を并明した詔で、皇后冊立の詔は、内容が収録されていないけれども八月戊辰条の皇后冊立の記事にある「詔」と考えたからである。

## 一 皇后の資格

岸俊男氏が、「光明立後の史的考察」を発表されたのは、皇后は内親王であるべきなのに、藤原氏が自己の利益の為にこの原則を曲げたと考えておられたからであろう。

しかし、周知のところではあるが、皇后に冊立する要件は明文の規定がない。「後宮職員令」に、

### 妃二員

右四品以上。

夫人三員

右三位以上

嬪四員

右五位以上

とあるから、品位をもつと規定される妃は当然内親王であり、その上位にある皇后も内親王であるべきだとするのが通説である。このような見解は、管見によれば本居宣長の『歴朝詔詞解』に始まり、「古事類苑」にも受継がれ、最近では『統日本紀』の注に「令の原則であつたとみられる。」とされている。しかし、これらの見解は令の条文によるものではなく、妃の規定からの形式論理による推論なので、現実に妥当するか否かを検証する必要がある。

妃に内親王がある場合には、それを越えて女王や臣下の女性が皇后に冊立されるのは、常識的にもあり得ないとしてよからう。しかし、妃となるのに適当な内親王が無くても欠員であつたときにまで、これらの見解を厳密に適用して皇后を立て得ないとするならば、天皇は正妻である皇后を冊立することが出来ないことになる。そうすると、内容は明らかではないが、皇后冊立の要件として光明立後の詔に

後に受継がれるとされる。「斯理幣能政」や「儀式」の「斯理倍乃政」、「新儀式」の「後倍乃政」などの不可欠とされる「しりえのまつりごと」を担当する皇后がありえないことになるのは不合理ではなからうか。

天武天皇は、その兄天智天皇の皇女四名を后妃としているから、まだ制定されていなかったけれども、「大宝令」の「後宮職員令の規定」を施行し得た。しかし皇后が内親王であるのは望ましかったであろうが、天智天皇の皇后倭姫は古人皇子の所生で皇女ではなかった。また、文武天皇には皇后に適当な内親王はいなかったと思われる。文武天皇の在世中に起草された「淨御原令」の規定ならば差支えないが、文武天皇の治世に制定された「大宝令」に実行不可能な原則が含まれていることには納得できない。

繰返すが、「後宮職員令」の原則による皇后の冊立は、先帝に多くの異母姉妹があった場合にのみ可能である。このような条件が満たされない場合、理想と現実が乖離したときには、次善の策が取られるのは当然である。しかし次善の策においても、皇后に冊立される女性の範囲を無制限に広げ得たとするのも適当ではなからう。そのような場合の慣行を求めるならば、大宝令施行下に編纂を終えた『日

本書紀』に記載された皇后の例を参考としてよからう。ここではそれが史実であったか否かは問題としない。皇后に関する『日本書紀』の記事が史実ではなくても、編纂時の常識に従って記されていると考えている。

大宝令施行によって、皇女の身分は内親王となった。しかし其の前後を考える場合に混乱するから、便宜的に天皇の娘は「皇女」「孫以下の世代は「女王」と記すこととする。『日本書紀』の皇后について見ると、皇女が多いのは当然である。しかし上に記したように、天智天皇の皇后は舒明天皇の孫の倭姫で、天智天皇の異母兄古人皇子の娘で女王である。舒明天皇の皇后宝皇女は皇后となり更に即位したので皇女と記されているのであろうが、敏達天皇の曾孫、彦人皇子の孫、茅渟王の娘なので女王である。古く神功皇后は開化天皇の曾孫で、気長宿祢王の娘とある。『古事記』には、開化天皇の皇子迦迹米雷王の子、息長宿祢王の娘とあるから、開化天皇曾孫の女王である。記紀によると、皇后とされる女王は曾孫までの範囲に求められる。

さらに範囲は有力豪族出身の女性にまで広がっていて、「いわゆる光明立后の詔」にも挙げられているが、仁徳天皇の皇后に武内宿祢の孫で葛城襲津彦の娘の磐之媛があ

る。これよりも古く、開化天皇皇后の鬱色謎命は物部氏遠祖大綜麻杵の娘である。孝安天皇の皇后押媛は磯城郡主大目の娘であるが、県主の娘にまで広げるのは適当ではあるまい。そうすると磐之媛など二人となるが、『日本書紀』推古天皇二十年（六一二）二月庚午条に、

二月辛亥朔庚午。改葬皇太夫人堅塩媛於檜隈大陵。是日。誄於輕街。第一、阿倍内臣鳥誄天皇之命。則奠靈。明器明衣之類万五千種也。第二、諸皇子等以次第一各誄之。第三、中臣宮地連鳥摩侶大臣之辭。第四、大臣引率八腹臣等、便以一境部臣摩理勢、令誄氏姓之本一矣。時人云。摩理勢・鳥摩侶二人能誄。唯鳥臣不能誄也。

とあり、また推古天皇二十八年（六二〇）十月条には、冬十月。以砂磔、葺檜隈陵上。則域外積土成山。仍每氏科之、建大柱於土山上。時倭漢坂上直樹柱、勝之太高。故時人号之、曰大柱直也。

とある。この二つの記事について、その題目も場所も失念したけれども、北山茂夫氏が一九五〇年前後の講演に於いて、堅塩媛の改葬は蘇我馬子が皇后を追贈したとしておられたので、蘇我氏も光明立后に似たことをした、換言すれ

ば藤原氏が蘇我氏を模倣しているのではなからうかと思つたことを記憶している。それ以来、北山氏の論考は管見に入らなかつたが、今も妥当な見解であると思つている。欽明天皇の皇后手白香皇女に加えて、用明天皇の生母堅塩媛に皇后（太后）を追贈したので、『日本書紀』には記されていないが、『天寿国曼荼羅繪帳銘』に、

娶巷奇大臣名伊奈米足尼女名吉多斯比弥乃弥己等、為大后。

とあつて、堅塩媛を「大后」としているのも妥当である。追贈ではあるが、有力豪族出身の女性が皇后となり得る例は、五世紀代の人物と考えられる仁德天皇皇后などの他に、七世紀代の例を加え、八世紀の光明立后に近づけることが出来るよう。

それ故に、皇后に冊立されるのは皇女（内親王）が最も適当ではあるが、それが不可能なときには曾孫までの女王（姫王）、それも不可能な場合には有力な豪族貴族の女性も皇后に立てる事が出来るというのが常識的な理解であつたと考えられる。臣下の女性の立后が可能ならば、天皇即位の要件が五世王までの皇親であることから、同じように天皇の玄孫となる世代の皇親女性にも立后の可能性を認めて

もよいのではなからうか。しかしながら、このように範囲を広げるならば、候補となり得る女性がかなり多数となり、人選についての不満が生ずるのは当然であり、異論が生じ混乱が起る可能性があつたのは当然である。皇后とするのに適当な内親王がなかつた聖武天皇の皇后に藤原光明子が冊立されたのは、近い年代に先例が少ないとはいへ直ちに不当であるとは言いがたいけれども、また当然のことであるとするのも困難である。それは冊立それ自体よりも、人選の適否が一般の常識に該当していたか否かに問題が生じたと考えられる。

## 二「いわゆる光明皇后の詔」の性格

「いわゆる光明皇后立後の詔」は天平元年（七二九）八月壬午（二十四）条の宣命であるとされているが、同月戊辰（十）条には、

戊辰。詔立<sup>二</sup>正三位藤原夫人<sup>一</sup>為<sup>二</sup>皇后<sup>一</sup>。

とあつて、すでに冊立の詔があつたはずである。「夫人藤原光明子を立てて皇后とする。その宣命詔はつぎの壬午条に載せる。」とする見解もあるが、その詔がなぜ十四日後

の壬午条に記されているのか理由を示していないのは妥当ではない。天皇の即位記事には「詔」の文字がなく、数日後に即位詔が出されている場合はある。即位は天皇自身の行為であるから、自己の即位には詔による命令の必要はなく、後日になつてもその事実を詔によつて宣布すればよい。八世紀の踐祚と即位の区別は明瞭ではないが、そのずれとしてもよからう。しかし、皇后の冊立は天皇の命による行為であるから、冊立を命じた詔があるべきである。これまではこの問題が無視されているし、混乱も見受けられる。壬午条は長くなるが引用すると、

壬午。喚<sup>二</sup>入五位及諸司長官于内裏<sup>一</sup>。而知太政官事一品舍人親王宣勅曰。天皇大命<sup>止</sup>良麻<sup>親王</sup>等、又汝王臣等語賜<sup>幣</sup>勅<sup>久</sup>。皇朕高御座<sup>尔</sup>坐初<sup>由</sup>今年<sup>尔</sup>至<sup>麻</sup>六年<sup>尔</sup>成<sup>止</sup>。此乃<sup>尔</sup>間<sup>尔</sup>天<sup>尔</sup>都<sup>尔</sup>位<sup>尔</sup>嗣<sup>尔</sup>坐<sup>尔</sup>次<sup>止</sup>。為<sup>氏</sup>皇太子侍<sup>豆</sup>。由<sup>是</sup>其<sup>止</sup>婆<sup>止</sup>。在<sup>須</sup>藤原夫人<sup>乎</sup>皇后<sup>止</sup>。定賜。加久定賜者、皇朕御身<sup>毛</sup>年月積<sup>奴</sup>、天下君坐而年緒長<sup>久</sup>。皇后不<sup>レ</sup>坐事<sup>母</sup>。一<sup>豆</sup>善有<sup>良</sup>行<sup>尔</sup>在<sup>尔</sup>。又於天下政置而、独知<sup>倍</sup>枝物不<sup>レ</sup>有<sup>必</sup>。斯理幣能政有<sup>之</sup>。此者事立<sup>尔</sup>不<sup>レ</sup>有<sup>天</sup>。日月在如、地<sup>尔</sup>山川有如、並坐而可<sup>レ</sup>有<sup>止</sup>言事者、汝等王臣等明見所知在。然此位<sup>乎</sup>遲定<sup>米</sup>久<sup>豆</sup>波<sup>刀</sup>比止麻爾母己<sup>我</sup>夜氣授

留人乎、一日二日止扱比、十日廿日止試定<sub>止</sub>伊波婆、許<sub>波</sub>貴太斯<sub>伎</sub>意保<sub>伎</sub>天下<sub>乃</sub>事<sub>乎</sub>多夜須久行<sub>無</sub>所念坐而、此<sub>乃</sub>六年<sub>乃</sub>内<sub>乎</sub>扱賜試賜而、今日今時眼当衆<sub>乎</sub>喚賜而細事<sub>乃</sub>状語賜<sub>止</sub>詔勅聞宣。賀久詔者、挂畏<sub>支</sub>於此宮坐<sub>止</sub>、現神大八洲国所知倭根子天皇我王祖母天皇<sub>乃</sub>、始<sub>斯</sub>皇后朕賜日<sub>尔</sub>勒<sub>豆</sub>良。女<sub>止</sub>云<sub>波</sub>婆<sub>等</sub>美夜我加久云。其父侍大臣<sub>乃</sub>、皇我朝<sub>乎</sub>助奉輔奉<sub>氏</sub>、頂<sub>伎</sub>恐<sub>美</sub>供奉<sub>乍</sub>、夜半暁時止休息無久、淨<sub>伎</sub>明心<sub>乎</sub>持<sub>氏</sub>、波波刀比供奉<sub>乎</sub>所見賜者、其人<sub>乃</sub>宇武何志伎事款事<sub>乎</sub>送不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>忘。我兒我王、過無罪無有者、捨<sub>麻</sub>須、忘<sub>麻</sub>須<sub>奈</sub>止負賜宣賜<sub>志</sub>大命依而、加久尔年<sub>乃</sub>六年<sub>乎</sub>試賜使賜<sub>氏</sub>、此皇后位<sub>乎</sub>授賜。然<sub>毛</sub>朕時<sub>乃</sub>未<sub>レ</sub>有。難波高津宮御宇大鸕鷀天皇、葛城曾豆比古女子伊波乃比売命皇后<sub>止</sub>御相坐而、食国天下之政治賜行賜<sub>家</sub>。今米豆良可<sub>尔</sub>新<sub>伎</sub>政者不<sub>レ</sub>有。本<sub>理</sub>由来迹事<sub>止</sub>詔勅、聞宣。」既而中納言從三位阿倍朝臣広庭更宣勅曰。天皇詔旨今勅御事法者、常事<sub>尔</sub>不<sub>レ</sub>有、武都事<sub>止</sub>思坐故、猶在<sub>伎</sub>物<sub>尔</sub>有<sub>止</sub>禮夜<sub>之</sub>思行<sub>之</sub>大御物賜<sub>久</sub>宣。」賜二親王施三百疋。一。大納言二百疋。中納言一百疋。三位八十疋。四位卅疋。五位廿疋。六位五疋。内親王一百疋。内命婦三位六十疋、四位一十五疋、五位一十疋。

とある。

この日の宣命は二つあって、『歴朝詔旨解』・『続日本紀宣命考』・『続日本紀宣命校本・総索引』では、舍人親王が宣した前の詔を「第八詔」、阿倍広庭が宣した後の勅を「第九詔」としている。ここでは混乱を避けて、前者を「舍人親王宣詔」、後者を「阿倍広庭宣勅」として、詔と勅の區別を明らかにしておきたい。

壬午条の冒頭には、「喚<sub>二</sub>入五位及諸司長官于内裏。」とあり、また舍人親王宣詔の始めには「天皇大命<sub>止</sub>良<sub>麻</sub>親王等、又汝王臣等語賜<sub>止</sub>勅<sub>久</sub>。」とあって、通常の親王以下天下公民に至るまでに呼びかける詔とは異なっている。この条の最後に記されている賜物から見ると、この詔の対象は五位以上と六位の諸司長官で、当然のことながら内親王と内命婦が含まれていた。皇后冊立の詔は広く天下公民までに宣布して慶賀すべきものであるが、このように限定された範囲に告げられるのは異常であるし、「阿倍広庭宣勅」に「常事<sub>尔</sub>不<sub>レ</sub>有」ともあるから、「舍人親王宣詔」は皇后冊立の詔ではなく、戊辰条の詔の内容でもないとするべきである。上掲の脚注では、光明立后その事自体が異常の措置であったと解しているようであるが、通常の詔とは異なった性格

の詔であったとすべきである。

そうすれば、戊辰条の詔は通常の皇后冊立を述べるものであったことになるが、その内容は記載されていない。強いて推測すれば、宝亀元年（七七〇）十一月甲子条の即位詔には、

甲子。詔曰、現神大八洲所知倭根子天皇詔旨<sup>止</sup>宣詔旨<sup>乎</sup>、親王・王・臣・百官人等、天下公民、衆聞食宣。朕以<sup>レ</sup>二劣弱身一承<sup>二</sup>鴻業<sup>一</sup>、<sup>豆</sup>恐<sup>レ</sup>利畏、進<sup>毛</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>退<sup>毛</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>念<sup>レ</sup>波、貴<sup>久</sup>慶<sup>位</sup>御命、自<sup>能</sup>独<sup>能</sup>受<sup>給</sup>止<sup>所</sup>念<sup>毛</sup>奈<sup>麻</sup>爾<sup>追</sup>二皇樹恐御春日宮皇子一、奉<sup>レ</sup>称<sup>二</sup>天皇<sup>一</sup>。又兄弟姉妹、諸王子等、悉作<sup>二</sup>親王<sup>一</sup>、冠位上給治給。又以<sup>二</sup>井上内親王一定<sup>二</sup>皇后后<sup>止</sup>一宣<sup>二</sup>天皇御命、衆聞食宣<sup>レ</sup>。授<sup>二</sup>從四位下諱四品一。從五位下桑原王・鴨王・神王並從四位下。酒人内親王三品。從四位下衣縫女王・難波女王・坂合部女王・能登女王・弥努摩女王並四品。无位淨橋女王・飽波女王・尾張女王並從四位下。

とある。ここでは、単に井上内親王を皇后とするのであるのみで、立後の理由を述べてはいない。すでに白壁王の正室であった井上内親王を、光仁天皇としての即位に伴って皇后に冊立し、兄弟姉妹と子女の王と女王を親王・内親王に

するといっているのであるから、当然のこととして理由を示す必要はなかったと考えられる。僅かに一例ではあるが、このような例があるから、戊辰条の詔は立後の理由を簡単に述べた程度のものであってもよく、「新儀式」の皇后冊立の本文の不要な部分を削除すると、

現神<sup>止</sup>大八洲所知<sup>須</sup>和根子天皇詔旨<sup>良</sup>勅命<sup>乎</sup>親王王公百寮人等天下公民衆聞食<sup>止</sup>宣。食国天下政<sup>波</sup>独知<sup>倍</sup>不<sup>レ</sup>有。必<sup>後</sup>倍<sup>倍</sup>政<sup>有</sup>倍。自<sup>レ</sup>古行来<sup>留</sup>尔<sup>后</sup>后定<sup>氏</sup>闕<sup>中</sup>乃<sup>波</sup>政<sup>波</sup>成物<sup>止</sup>奈<sup>常</sup>毛<sup>所</sup>レ聞<sup>志</sup>行<sup>須</sup>。故是以<sup>レ</sup>某<sup>乎</sup>皇后<sup>止</sup>定賜<sup>布</sup>。故此状悟而供奉<sup>止</sup>宣。

となるのに似たようなものであったのではなからうか。繰返しになるが、「阿倍広庭宣勅」の「常事<sup>尔</sup>不<sup>レ</sup>有。武都事<sup>止</sup>坐」とは、通常の天下に宣布する詔ではなく、限られた範囲の君臣間における情誼に信頼した内密の頼み事であると思つていふように理解している。

このように考えると、「舍人親王宣詔」は、光明子の立後に反発する人々があつて、そのことが後に禍根を遺すのを懸念して、弁明に終始した詔ということになる。壬午の条に招集された人々の中には、光明立後に反発した人々が含まれていると思われる。それらの人々が反発した理由

は、当時には皇后に冊立する対象に適当な内親王がないから、それに次ぐ女王達を考えてではなからうか。つまり諸親王の娘、天智・天武両天皇の孫あるいはそれ以下の世代の女王のなかに、より適当な皇后の候補者があると考えた人々があつたのであろう。

### 三 聖武天皇と皇親の女性

立后の候補となり得る皇親女性の存在は、聖武天皇と関係があつた女王のなかに求めてもよからう。天平宝字二年(七五八)十二月丙午条に、

十二月丙午。(中略)毀<sup>二</sup>從四位下矢代女王位記。以

下<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>幸<sup>二</sup>先帝<sup>一</sup>而改<sup>レ</sup>志也。

とあつて、矢代女王は聖武天皇の寵愛を受けながら、崩後三年たらずに天皇の菩提を弔わず他人に通じたため位記を剥奪されている。『万葉集』卷四に、

矢代女王獻<sup>二</sup>天皇<sup>一</sup>歌一首

君爾因<sup>きみによりの</sup> 言之繁乎<sup>ことしのけきをむ</sup> 古郷之<sup>ふるまとの</sup> 明日香乃河爾<sup>あすかのかわに</sup> 潔身為爾去<sup>みそむしたぬく</sup>

一尾云龍田超三津之<sup>いつしゆりうたをこへさんづの</sup>  
浜辺爾深四二由久<sup>はまべにふかよひ</sup>

(六一二六)

があつて、聖武天皇に召されたときに献じた作歌と思わ

れる。

天平九年(七三七)二月戊午条に、

二月戊午。天皇臨<sup>レ</sup>朝。授<sup>二</sup>從四位下栗林王<sup>一</sup>從四位上。无位三使王・八鈞王並從五位下。從四位上橘宿祢佐為正四位下。從五位上藤原朝臣豊成正五位上。正六位上多治比真人家主、外從五位下佐伯宿祢淨麻呂、阿倍朝臣豊繼・下道朝臣真備並從五位下。正六位上三使連人麻呂外從五位下。四品水主内親王・長谷部内親王・多紀内親王並授三品。夫人无位藤原朝臣二人<sup>名</sup>並正三品、正五位下梶犬養宿祢広刀自・无位橘宿祢古那可智並從三位。從四位上多伎王正四位下。從四位下檢前王從四位上。无位矢代王正五位上。從五位下住吉王從五位上。无位忍海王從五位下。從四位下大神朝臣豊嶋從四位上。從五位上河上忌寸妙観・大宅朝臣諸姉並正五位下。從五位下曾祢連五十日虫・大春日朝臣家主並從五位上。无位藤原朝臣吉日從五位下。正六位上大田部君若子、從六位上黃文連許志、從七位上文部直刀自、正七位上朝倉君時、從七位下尾張宿祢小倉、正八位下小槻山君広虫、无位廬郡君並外從五位下。

とある。矢代女王の系譜は判らないが、无位から正五位上

を叙位されていて、孫女王初敍の従四位下ではないから、天皇の曾孫以下の世代の女王である。しかし、通常の初叙である従五位下よりも三階高いから、既に聖武天皇に召出されていたと考えられる。

この日の叙位はかなり特殊で、聖武天皇に親近な立場にあった人物が多く見られる。藤原武智麻呂と房前の娘藤原朝臣二人と橘宿祢古那可智はこれまで无位であるから、この頃に夫人とされたのであろう。橘宿祢佐為は光明皇后の異母兄で、夫人となった橘宿祢古那可智の父である。下道朝臣真備はいうまでもなく吉備真備であって、この年の正月に昇叙されたばかり、さらに十二月には藤原宮子の病氣回復により従五位上に進められている。真備は宮子のために設けられた中宮職の亮で、このときの叙位には中宮大夫が見えないから、恐らくは大夫が欠員で実質的には長官であり、聖武天皇の厚い信任を得ていたと思われる。命婦の中には著名な尾張宿祢小倉と小槻山君広虫も見える。矢代女王を含む多伎王から忍海王まで五名の女王の全てが聖武天皇の寵愛を受けたとはいえないであろうが、全く可能性がないわけでもなからう。

ほかにも、直木孝次郎氏が聖武天皇と関係を推測された、

二条大路出土木簡に見える「明基」がある。詳細は不明であるが、尼僧らしく立后に関係はないとしてよからう。

矢代女王が位記を剥奪されたのは、聖武天皇への貞節の志を捨てたからであるが、女王の方にも言分はあろう。臣下の女性が三員とする後宮職員令の規定を越えて、四名も夫人となって正三位を授けられているのに、皇親の矢代女王が夫人にもなれず従四位下に止められその後も昇叙されなかった不満が、聖武天皇の崩後に他の男性の許に走らせられた理由かと思われる。矢代女王の系譜や人格が判らないから、皇后冊立に欠陥があったか否かは判らないが、聖武天皇の愛顧を承けていて、公式には後宮には入れられなかった女王があり、周囲からもその関係が承認されていたことは否定できない。こうした女王は矢代女王以外にもあった可能性もあるかと思われる。それらの女王が皇后として適当であったとはなしえないにしても、皇親ではなくたとえ藤原不比等の娘であつても臣下の女性が皇后に冊立されたこと自体に不満と反発が生じたと考えてよからう。

後宮職員令の規定を越えて四名の女性を夫人としているのに、皇親の女性つまり女王が一人もないのは、女王が後宮での正規の地位から排除されていたことを示していると

考えられる。後宮から皇親女性を排除したのが、聖武天皇の意志から出たか否かは推測できないが、このような措置を行った人物を藤原氏のみを求めるよりも、天皇の側にもその必然性を認めるべきである。元正太上天皇もその一人であろう。ここに、「舍人親王宣詔」を必要とする原因があつた考える理由がある。

#### 四 いわゆる光明立后詔の意味

振返つて、舍人親王宣詔に光明子を皇后に選定した理由としてあげているのは、既に死亡しているが皇太子の母であることと、「斯理幣能政」<sup>しりへいのまうりこ</sup>を執行する皇后が必要であるとし、立后が後れたのは即位以来六年間慎重に人物を見極めており、祖母元明天皇からも忠実な藤原不比等の娘を罪無くして捨てないようにと命じられたことなどである。

ところで、皇太子の母で不比等の娘という点については、文武天皇の夫人藤原宮子も同様な状況にある。文武元年（六七）八月癸未条には、

癸未。以<sup>二</sup>藤原朝臣宮子娘<sup>一</sup>為<sup>二</sup>夫人<sup>一</sup>。紀朝臣竈門娘、石川朝臣刀子娘為<sup>レ</sup>妃。

とあり、夫人一名と嬪二名が定められているのに女王を見ないのは、光明子の場合と同様である。もし、藤原宮子を文武天皇の皇后に冊立するならば、その理由は光明子の場合と全く同様で、聖武天皇の祖母元明天皇を文武天皇の祖母持統天皇に置換えるだけで通用すると思われる。

皇親の女性ではなく、臣下の女性を皇后に冊立するには、特別の理由が必要であろう。それには皇太子の母であるのが適当である。このように考えると、首皇子のちの聖武天皇を幼少でも皇太子として、適当な時期に宮子を皇后に冊立する計画が不比等の生前からあつたのではなからうか。それが実行されなかつたのは、天平九年（七三七）十二月丙寅条に、

丙寅。改<sup>二</sup>大倭国<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>大養徳国<sup>一</sup>。是日、皇太夫人藤原氏、就<sup>二</sup>皇后宮<sup>一</sup>、見<sup>二</sup>僧正玄昉法師<sup>一</sup>。天皇亦幸<sup>二</sup>皇后宮<sup>一</sup>。皇太夫人為<sup>レ</sup>沈<sup>二</sup>幽憂<sup>一</sup>、久廢<sup>二</sup>人事<sup>一</sup>、自<sup>レ</sup>誕<sup>二</sup>天皇<sup>一</sup>、未<sup>二</sup>曾相見<sup>一</sup>。法師一看、恚然開晤。至<sup>レ</sup>是、適与<sup>二</sup>天皇<sup>一</sup>相見。天下莫<sup>レ</sup>不<sup>二</sup>慶賀<sup>一</sup>。即施<sup>二</sup>法師純一千疋・綿一千屯・糸一千紵・布一千端<sup>一</sup>。又賜<sup>二</sup>中宮職官人六人位<sup>一</sup>各有<sup>レ</sup>差。亮從五位下道朝臣真備授<sup>二</sup>從五位上<sup>一</sup>。少進外從五位下阿倍朝臣虫麻呂從五位下。外

従五位下文忌寸馬養外従五位上。

とあるように、聖武天皇の出産後、恐らくは強度の神経症を発病したために皇后の責務を果し得なくなったからと考えられる。

このように考えることが許されるならば、光明立后は不比等の没後ではあるが既定の路線上にあつて、藤原氏の希望が叶えられただけでなく、当事者である聖武天皇も元正太上天皇も当然としていたために、誕生直後に異例の立太子が行われ、皇太子の死亡や長屋王の事件があつてやや遅れはしたが、亡き皇太子の母である夫人光明子の立后が、既定の路線上にある当然のこととして、簡単な詔によつて行われた。ところがそれに対して予期しない反発を見たために、十四日後に改めて通常ではない宣命、「舍人親王宣詔」を出さざるを得なくなったと考えられる。そうすると、岸俊男氏が考えられたように、皇太子の死亡と同年に安積親王が誕生したために、藤原氏が安積親王の即位を妨げる目的で、急遽長屋王を排除して光明立后を強行したとするのには同意しがたい。

天平元年（七二九）当時、二月に左大臣長屋王が自尽させられた直後の太政官の構成は、知太政官事一品舍人親王、

大納言従二位多治比真人池守、中納言正三位藤原朝臣武智麻呂（三月に大納言に昇進）・正三位大伴宿祢旅人・従三位阿倍朝臣広庭、参議正三位藤原朝臣房前であり、権参議に大宰大貳正四位上多治比真人臯守（三月従三位）・左大弁正四位上石川朝臣石足（三月従三位）・彈正尹従四位下大伴宿祢道足（三月正四位下）があつた。八名のうち、藤原氏は二名である。藤原宇合は従三位であつたが式部卿、藤原麻呂は正四位上京職大夫（三月従三位）であつて、まだ太政官には入っていない。このような状況下で、藤原氏には太政官を壟断するような権力者はいないから、その意図により光明立后を強行したとするのは無理であると考えられるがそれについての言及はない。天皇や太上天皇は藤原氏の意のままに動かされていたのであろうか。むしろ元正太上天皇や聖武天皇も、文武天皇以来、持統太上天皇が布いた路線を踏襲していたと考えるのが妥当であらう。

続いて「さらに深く考えれば、聖武の次に光明女帝の即位さえも胸に描いていたも知れぬ。」としておられるのは、岸氏による皇后成立過程の考察による見解からであらうが、臣下出身の皇后が即位した前例はない。「継嗣令」皇兄弟子条には、

凡皇兄弟皇子、皆為二親王。一。女帝子亦同。以外並為二諸王。一とあるが、本註の「女帝」に対する「令集解」の諸説を挙げると、

謂。據下嫁二四世以上。一。所<sub>レ</sub>生。何者、案二下条。一。為

二五世王不得<sub>レ</sub>娶二親王。一。故也。穴云。女帝子者、其兄弟兼文述訖。故只顯<sub>レ</sub>子也。孫王以下皆為二皇親也。

朱云。女帝子亦同。未<sub>レ</sub>知、依二下条。一。四世王以上、

可<sub>レ</sub>娶二親王。一。若違<sub>レ</sub>令娶、女帝生子者、為二親王。一。不何。古記云。女帝子亦同。謂、父雖二諸王。一。猶為二親

王。一。父為二諸王。一。女帝兄弟、男帝兄弟一種。

とあって、ここでは「古記」をはじめとする諸説はともに、女帝は内親王であることを自明の前提として解釈している。「古記」の説は、その成立の頃とされる天平十年(七三八)に阿倍内親王の立太子があったから、それに触発された解釈かも知れないから、天平元年(七二九)の光明立后の頃にはなかったかも知れないが、持統天皇以来の女帝は全て内親王であったから、それを踏まえてのものであったとしてよからう。「令義解」以下は「古記」を受継いでいる。そうすると、藤原氏がどのような強大な権力を持っていたにしても、立后について并明の詔を出さざるを得なかった

光明皇后に、皇后であることを理由として即位の可能性を期待するのはあり得なかったと思われる。安積親王が急死しなければ、県犬養氏の夫人が生んだ唯一の皇子の即位を阻止することを、藤原氏がなし得たであろうか。更に安積親王の祖父、縣犬養宿祢広刀自の父、讚岐守從五位下県犬養宿祢唐が外戚となつたとしても、どれだけの権勢を振えたであろうか。藤原氏がそのために大きな不安を持つたであろうか。今になると、筆が走りすぎているように思われる。ただし光仁天皇が称徳天皇の崩後即位までの皇太子の期間には「令旨」によって命を下しているのを見ると、天皇崩後で新帝即位以前には皇后または皇太后の令旨によってかなりな事を行ない得たかとは思われる。

皇親女性を排除して、藤原氏出身の皇后光明子を立てた遠因は、官子の場合を考慮すると、持統天皇がその血統に皇位を伝えようとする強い意志にあつたためであると思われる。これを草壁皇子の血統としても同様である。文武天皇の即位に始り、その後前例を見ない皇位の継承が重ねられたのは、すべてこの方針の下に計画されていたと考えられる。

藤原氏出身の光明皇后が冊立されて、藤原氏に外戚の地

位を与えられたのであるが、それが藤原氏のみによって強行されたとは考えがたい。

## 五 補論

臣下出身の光明皇后が立てられるに至ったことには、かなりの経過を考察する必要がある。しかも、持統天皇以後に讓位が繰返されているのにも、同様の経過を考える必要がある。それには、『日本書紀』の記載を安閑天皇の即位に遡らなければならぬし、それ以後についても関係するところが多いので、詳細な検討は可能ならば別の機会に譲り、概略のみを記すに留めたい。

安閑天皇即位前紀によると、継体天皇は安閑天皇を立てて即日崩じたとある。この事の実否には、紀年の混乱や欽明朝と安閑宣化朝の対立説などを含む多くの問題がある。それはさておいて、讓位の初例記事とされてはいるが、後の讓位のように太上天皇と天皇が併存する事態は実質上存在しなかった。しかし、讓位には新天皇の即位に第三者が介在し、混乱を招くのを避ける効果があったのでこのように記されたかと思われる。

次の讓位は、皇極天皇の場合である。『日本書紀』孝徳天皇即位前紀によると、皇極天皇は実子中大兄皇子（天智天皇）に讓位する意志を中大兄皇子に伝えたが、中大兄皇子は直ちには受諾せず中臣鎌足に相談したところ、鎌足は異母兄古人皇子が年長であるから長幼の序が乱れるとの理由で、皇極天皇の弟、叔父の孝徳天皇に讓ることを勧めたとあり、これが実行された。その後の経過から推測すれば、一応孝徳天皇を立てながら競合する古人大兄皇子を除き、孝徳天皇の後にはその子有馬皇子を倒し、最後に中大兄皇子を即位させる計画を進められたと考えられる。この計画の実現にも、鎌足の動きがあったであろうがあくまで表面には出ず、政界で最高の地位には就かないで、内臣の地位を続け死の直前に内大臣になった。皇極天皇が自己の血統に皇位を伝えようとしたのは、このようにして実現した。

讓位による皇位継承を確実にしようとする政策は、継体天皇崩後の事態がその先蹤となったかも知れないが、より直接には推古天皇崩後の皇嗣継承を廻る田村皇子（舒明天皇）と山背大兄王との確執にある。中國には讓位の慣行がないので、その影響は考えられない。あるいは中国周辺の諸民族の慣行に淵源があるかも知れないが、それを拳証

する準備はないし、そのような事例も指摘されていないようである。律令体制採用への途上に、天皇（大王）への権力の集中が見られるようになって、そこに単一の血統に皇位を伝えようとする意志が生じたのではなからうか。

古人大兄皇子や有馬皇子の謀叛計画が、自滅したとか、反対者の計画によって起されたとか、謀略による無実であるなどとは断定しない方がよからう。常に勝利者の側の謀略とする見解には、判官鬮原の匂いがする。真相は不明であるが、勝利者の側に有利に動いたとするのみでも問題は無からう。この後の事件も同様である。

天智天皇が讓位を行わなかったことが、壬申の乱を惹起した原因の一つであろう。その理由は明らかではないが、皇后倭姫に皇子の誕生がなく、穩当とされる皇嗣の選定が困難であり、躊躇する間に崩御に至ったのかと思われる。

文武天皇の皇后であった持統天皇が、その血統に皇位を伝えようとしたことも、先に示したのと同様な理由が考えられる。ただし、この場合には予想外の事態が重ねて生じている。文武天皇の崩後、大津皇子を謀叛によるとして処刑し、皇太子草壁皇子の即位を確実にはしたが、即位以前に薨じてしまったので、皇后が即位して持統天皇となり、

恐らく競合した高市皇子の死後、持統十一年（文武元年六九七）に、前例のない年少十五歳の文武天皇に讓位している。

この際に皇親を集めた会議が開かれ、紛議の中で皇位の直系継承が古来の伝統で有り、紛争を防止すると強弁した葛野王の発言が決定的となったと「懷風藻」記されているが、「懷風藻」の伝記の性格から細部に至るまで信頼性を持つか否かに疑問がある。しかし、道祖王廃太子の後に高官を集めた会議があったと『続日本紀』に記されているから、会議自体の存否まで疑う必要はなからう。ところで、古代の会議には多数決の慣行はないから、主催する持統天皇が予め定めた方針に随って行われ、反論は採択されず、今日から見るとかなり形式的なものであったようにと思われる。

文武天皇も二十五歳で崩御して、皇太子となる首皇子（聖武天皇）はまだ立太子にも適当な年齢ではなかった。更に聖武天皇には皇子の誕生が少なく、わずか二人の皇子も成人することなく薨じている。これらも予想されていなかった事態であろう。

即位可能な年齢に達していた天智文武両天皇の皇子に

は、これ以前から多くの食封が賜与され、この後も引続いて行われている。これは、天武八年（六七九）に、天武天皇が吉野で、上記両天皇の皇子たちのうち、即位可能な年齢の皇子五人を選び、簡単にいえば天武天皇の死後もその決定に随うならば悪いようにしなないと約束し、諸王子もそれに随うと誓ったことの結果であろう。多数の食封賜与によって、即位を断念する代償としたと推測される。この時に、通常ならば天皇のみでよからうが、皇后（持統天皇）も同じ約束を行っているのは、皇后の勧めによって行われたことを示すと考えられる。

持統太上天皇は若年の文武天皇と共治したと、元明天皇即位詔に見える。五十三歳の太上天皇と十五歳の天皇が共治する場合、太上天皇が首で天皇が副となるのは当然であろう。この関係は奈良時代を通じて存在したと考えられる。持統太上天皇は文武天皇の生長を見て恐らく安心して大宝三年（七〇三）に五十八歳で死を迎えたであろうが、文武天皇も慶雲四年（七〇七）に二十五歳で崩じてしまったし、聖武天皇にも成人して皇位を継承する皇子が得られなかった。

讓位によって持統天皇の血統に皇位を伝えようとする計

画を立案したのは、藤原鎌足の第二子で持統天皇の命を受けた不比等であろう。慶雲四年（七〇七）四月、文武天皇崩御の直前に、藤原不比等に五千戸の食封を賜与しようとした詔には、その功績が父鎌足と同様であると述べられている。これは鎌足が天智天皇の即位を可能としたのと同様に、その方策を受継いだ不比等も文武天皇即位実現に功績があつたとしていられると思われる。不比等には皇子が皇太子首皇子を誕生すれば、皇后に立て外戚の地位を与えようと約束されていたが、皇子の発病によりそれが実現できなかったのも、その代償としての食封であろう。

文武天皇の唯一の男子である首皇子（聖武天皇）は、文武天皇崩御にあつては七歳に過ぎず、いかに強弁しても即位は不可能であつたと考えられる。そこで、皇后即位の前例はあるが、前例がない皇太子妃（皇大妃）の即位が行われた。その理由の一つには、元明天皇即位詔に文武天皇に讓位の意志があつたとされている。この際には、次の首皇子に光明子を娶らせ、一旦は見送られた外戚の地位を藤原氏に確保させる約束もなされていたであろう。年少で即位し、持統太上天皇と共治しなくてはならなかつた文武天皇の資格にも、これを疑問とする者があつたらしい。元明天

皇即位詔は、「いわゆる光明立后の詔」と同様に、文武天皇と自己の即位が正当であるとの弁明に終始していると思受けられる。

元明天皇は首皇子の成人を待とうとして、和銅七年（七一四）に十四歳の皇太子首親王を元服させた。立太子はこの前の近い頃と推測される。しかし、元明天皇は聖武天皇の即位までに崩御するのを懸念してか、氷高内親王に讓位する準備をしていたらしい。未婚の女性が即位することも前例はないから、それを確実にするのは讓位によるほかはなかった。氷高内親王は、元明天皇の讓位詔によると、「一品氷高内親王、早叶<sup>二</sup>祥符<sup>一</sup>、夙彰<sup>二</sup>德音<sup>一</sup>。天縱寬仁、沈靜婉嬖、華夏載佇、謳訟知<sup>レ</sup>婦。」とある。「沈靜婉嬖」とされる女性が、靈龜元年（七二五）に即位する三十六歳まで独身であったのは、讓位を予定して独身を保つ代償に、讓位による即位を保証されていたからであろう。『大宝令』の位階では最高である一品の官位も即位準備の一つかと思われる。

和銅元年（七〇八）に、左大臣に昇進した石上麻呂の後を受けて、藤原不比等は右大臣となり、養老元年（七二七）に石上麻呂が薨じた後も右大臣に止まったのは、昇進が見

送られたのではなく、大臣位を独占するためかと思われる。その不比等が養老三年（七一九）に薨するが、後任は空席で、舍人親王が知太政官事となっている。

舍人親王は、天武天皇の皇子で母は新田部皇女であり、母方の祖父は天智天皇、祖母は阿倍倉梯麻呂の女橘娘であった。もし文武天皇が立てられなかったならば、舍人親王の即位の可能性が大きかったと思われる。他には、大江皇女所生の長親王と弓削親王、藤原水上娘所生の新田部親王があった。長親王と弓削親王は、文武天皇即位以後まもなく死亡しているるので健康に不安があったかも知れず、新田部親王は藤原麻呂の異父兄に当るから、母の行跡に異論が生ずる可能性があったかと思われる。舍人親王は皇位に望みをかけず、多くの食封を賜与されて、文武天皇以後の皇位継承の路線に協力したのでであろう。

さらに、養老五年（七二二）正月に長屋王が右大臣とされているのは、舍人親王と共に藤原不比等が果していた任務、首親王の擁立を期待してであろう。その年の十二月に元明太上天皇は六十一歳で崩御した。この時に不慮の事態を懸念して、長屋王と藤原房前に重ねての遺詔があり、さらに元正天皇は房前に「<sup>下</sup>作<sup>二</sup>内臣<sup>一</sup>計<sup>二</sup>会内外<sup>一</sup>、准<sup>レ</sup>

勅施行、輔翼<sup>二</sup>帝業<sup>一</sup>、永寧<sup>中</sup>国家<sup>上</sup>。」という勅を出している。「作<sup>二</sup>内臣<sup>一</sup>」は内臣任命と解されて、房前は強大な権力を行使したとする説もあるが、任命ならば「為<sup>二</sup>内臣<sup>一</sup>」とあるはずであり、「内臣」の官職が設置された記事もなく、房前の経歴を記す『公卿補任』や『尊卑分脈』にも内臣任命は記されていない。私は、房前が祖父鎌足の天智天皇を補佐した内臣と同様に心得て、不測の事態を防止し葬儀を円滑に遂行することを命じたと理解している。房前の内臣関係以外は、岸俊男氏の「元明太上天皇の崩御」に詳しい。

文武天皇の即位以後、太上天皇が複数となるのは避けられていたが、太上天皇の崩後に皇太子が即位可能な年齢であれば、早い時期に瑞祥出現の慶事を機会として讓位するとしていたらしい。聖武天皇と孝謙天皇の即位の場合がそれに当る。元明太上天皇の崩後三年目の神龜元年(七二四)に前年十月に発見された白亀の出現を理由として、元正天皇は二十四歳の聖武天皇に讓位している。孝謙天皇も元正太上天皇の崩後三年目に即位している。聖武天皇即位詔には、元明太上天皇の言葉を引用して、「今將に副わんと坐す御世」と述べているのは、天皇の太上天皇に対する関係を「副」としている事を示すものとして注目される。この

「副」は本居宣長が理由なく「嗣」と改めて以来、現在の諸刊本にまで受継がれたために注目されてはいなかった。

聖武天皇の即位後、天平十年(七三八)正月に二十一歳の阿倍内親王が皇太子に立てられている。女性の皇太子は前後に全く例はないが、聖武天皇の皇位継承の情勢を考えればあり得ないことではなかった。この二年前の天平八年(七三六)二月頃に、藤原武智麻呂と房前所生の娘と橘佐為の娘三名が夫人とされている。これは、光明皇后所生の皇太子が誕生の翌年に夭折した後も、次の皇子誕生を待っていたが八年後まで生れなかつたので、縣犬養広刀自所生の安積親王があつたけれども、より門地の高い女性に皇子の誕生を期待してことであろう。もし、そのような皇子が得られなくても、安積親王の即位は聖武天皇唯一の皇子で、光明皇后の母と同族の女性所生の皇子であるから、その即位を否定する理由はないと考えられる。いづれの場合にせよ、聖武天皇の皇子が即位可能な年齢に達するにはかなりの年月を要し、その間に中継の女帝が必要になるから、阿倍内親王の即位は必須であつて、立太子しても当然とされていたと思われる。しかし、新たに立てられて夫人たちにも男子の誕生はなく、安積親王も天平十六年(七四四)に

十七歳で急逝して、全ての期待は実現しなかった。

阿倍内親王の立太子は、藤原氏の望むところであろうが、その前年天平九年（七三七）に藤原武智麻呂ら四人の不比等の息子が死亡していて、武智麻呂の子である豊成や仲麻呂は、立太子を推進できる年齢ではなかったと思われる。ここで注目されるのは、天平八年（七三六）に臣籍降下を願った葛城王で、橘宿祢諸兄となっていた。阿倍内親王の立太子の直後には正三位右大臣、天平十五年（七四三）に従一位左大臣、天平勝宝元年（七四九）四月には黄金貢上の祝賀に際しては、「大宝令」制定後に叙位された前例がない正一位に躍進している。諸兄は無能と評価する説もあるが、事情はよくわからないにせよ、政界における地位は無視するべきではなからう。道祖王の立太子は、諸兄の推薦かと思われる。諸兄は晩年に舌禍により天平勝宝八歳（七四六）二月に辞任するが、道祖王の廃太子は天平宝字元年（七五七）正月の薨去の後三月になってからであるのも、道祖王を推薦した諸兄の存在を考慮してではなからうか。

元正太上天皇は、天平十九年（七四七）五月庚辰（五）の節会にあたって、菖蒲の縷が停止されていたのを遺憾として、聖武天皇の施策を否定し、菖蒲の縷の復活を命じた

太上天皇詔によって太上天皇が首位にある權威を示した  
が、六十九歳になった翌年に崩じている。崩御の翌年、天平勝宝元年（七四九）七月に四十九歳の聖武天皇は三十二歳の孝謙天皇に譲位した。

この時には、安積親王が薨じていて男子の候補者はなくなっていた。新田部親王の子塩焼王は不破内親王を娶っていたし、井上内親王は天智天皇の孫白壁王に嫁いでいたが、彼らを皇太子に立てる動きはなかったらしい。この後も皇太子を立てず、天平勝宝八歳（七五六）に聖武太上天皇が崩御すると、遺詔によって塩焼王の弟道祖王が皇太子に立てられた。聖武太上天皇はこの時まで皇子の誕生を待っていたのであろうが、死に至るまで実現されなかった。それゆえ、皇嗣を持統天皇の子孫から選び得ず、他の皇位に最も近い親王も絶えていたので、親王に次いで天皇の孫である諸王の中から皇嗣を決定するのが順当であろう。親王ならば範囲はかなり限定されるが、この場合は候補者はかなり多数になるので、利害関係や思惑が錯綜して、皇嗣の地位が不安定となるのは必然である。聖武太上天皇の崩後、皇位継承が迷走化しているのは、諸王の中から皇嗣を選ぶ基準がなかったのが大きな理由であろう。

塩焼王の立太子は聖武天皇の遺詔によるが、遺詔の内容は記されていない。天平宝字元年（七五七）三月丁丑条と天平宝字元年（七五七）四月辛巳条には、道祖王の廢太子にあたって、聖武太上天皇の願命（遺詔）によるとしている。すなわち遺詔には道祖王が適当でなければ交替させよとあったとしているらしい。さらに、天平宝字八年（七六四）十月壬申条の淳仁天皇廢位の詔には、「王<sup>乎</sup>奴<sup>止</sup>成<sup>止</sup>奴<sup>乎</sup>王<sup>止</sup>云<sup>止</sup>、汝<sup>乃</sup>未<sup>未</sup>仁。」とあり、廢不のことは孝謙天皇に任されたという意味の言が続き、「可久在御命<sup>乎</sup>朕又一二<sup>乃</sup>暨子等<sup>止</sup>侍<sup>天</sup>聞<sup>食</sup>天<sup>在</sup>。」としている。このように、時間が経つに連れて遺詔の内容が増加しているの、それが事実かどうか疑われたらしく、「一二<sup>乃</sup>暨子」を証人にあげている。しかし、明確な人名もないし、信頼できる人物例えば光明皇太后あるいは当時の高官などでもないの、皇太子の交替の文言が遺詔にあつたか否か疑わしいと言えよう。

塩焼王廢太子以後の皇太子選定経過は、藤原豊成等の高官を集めて推薦を求めながら、先ず候補者を舍人親王の王子に限定し、推薦された王子の欠点を一々挙げて否定し、大炊王は若年ではあるが悪事を聴かないという薄弱な理由で皇太子とした。皇嗣の事は、天皇の意志に任せると発

言した藤原仲麻呂が画いた計画によって進められたとするのが通説である。天平宝字元年（七五七）五月紫微内相となった仲麻呂は橘諸兄に次いで皇嗣の擁立に参画するようになっていたが、大炊王の立太子を推進したのは光明皇太后であつたらしい。天平宝字六年（七六二）六月庚戌（三）条の五位以上の高官達に告げた淳仁天皇の皇權を制約する孝謙太上天皇の詔に、「朕御祖太皇后<sup>乃</sup>御命以<sup>乎</sup>朕<sup>尔</sup>告<sup>尔</sup>、岡宮御宇天皇<sup>乃</sup>日繼<sup>波</sup>加久<sup>乃</sup>絶<sup>止</sup>奈<sup>乎</sup>為<sup>乃</sup>。女子<sup>能</sup>繼<sup>尔</sup>在<sup>止</sup>欲<sup>令</sup>副<sup>止</sup>宣<sup>乎</sup>、此政行給<sup>波</sup>。」とある。この部分は孝謙天皇即位の事情を述べたものとされたために、後に続かず長い脱文の存在が想定されている。しかし、孝謙天皇の立太子と即位は聖武天皇の在世中であるから、それが光明皇太后の意志に基づくとは考えがたい。これを淳仁天皇の立太子と即位を言うとするれば、脱文の存在を考える必要はなくなる。ここにも、本居宣長以後の校本では、「副」を「嗣」に改められている。意識するならば、「草壁皇子の子孫を天皇に立てられなくつたので、女子の太上天皇の下位に副うことを本人は不満かも知れないが、天皇に立てる。」という意味であろう。このように解すれば、脱文の存在を仮定する必要はない。

大炊王の立太子や即位には不満を持つ者も多く、橘奈良麻呂の乱を惹起しているが、孝謙天皇にも不満があったらしい。早くも天平宝字三年（七五九）六月庚戌条（十六）の詔には、淳仁天皇が光明皇太后の薦めにより、「継嗣令」の規定によってその兄弟姉妹を親王と内親王に進めたいと孝謙太上天皇に奏上したが、直ちに承諾されなかったと記されているのに現れている。このような事情による悪感情が、光明皇太后の崩後にも鬱積して、淳仁天皇との対立に至り、さらには「藤原惠美朝臣押勝」との姓名までを与えた太政大臣相当の大師に任命した仲麻呂を叛乱に走らせ、淳仁天皇を廃するに至ったと思われる。その結果重祚した称徳天皇には、皇位継承を始めとして諮問に耐える補弼の臣も失われて独走し、ついには道鏡に譲位する希望を抱かせてしまった。称徳天皇は重祚の後に、皇太子の地位は求めても得られるものではなく、天が定めて示すものであるから、皇太子の擁立や淳仁天皇の復辟の運動をしてはならないという意味の詔を重ねて出している。これは淳仁天皇の廃位後には皇太子選定の基準を見失って、立太子を引き延す口実としていたと考えられる。

称徳天皇の崩後、光仁天皇の即位はこれまでの路線では

予想されなかったであろう。これこそ非常の事態であった。吉備真備が押した文室珍努や文室大市を退け、天智天皇の孫白壁王を推薦したのが藤原百川であったとしても、当時の皇親の内では高年で、酒に跡をくらましていたとされるが、聖武天皇の皇女井上内親王であり、大納言も務めていたことなどが大きな理由であったと思われる。

光仁天皇の即位後になって、持統天皇以来譲位が繰返されたため、太上天皇がなく皇太子が即位可能な年齢に達したならば、譲位して皇太子を即位させるものと周囲に思わせたらしい。他戸親王が「水鏡」に記されるよりも年齢を重ねていたとすれば、皇后井上内親王は他戸親王への譲位を希望したが、光仁天皇が聞入れなかったので、皇后による呪詛厭魅が行われたと考えて良いのではなからうか。「水鏡」によって藤原百川の陰謀による皇后と皇太子の廃位、それに続く暗殺とは断定できないと思われる。

早良親王の場合も同様である。桓武天皇が四十五歳で即位したために、成年に達していた皇太弟早良親王の早期の即位による効果を期待した関係者たち、春宮坊や造東大寺司の官人らが、藤原種継が即位を阻止しているとして暗殺に及んだのであろう。絶食して死に至った早良親王自身

は、早急な即位を期待していなかったのではなからうか。

以上が、皇極天皇以後の皇位継承の概観である。私には、この期間の皇位継承に、動かすべからざる原則があったとは考えられない。それはいわゆる「不改常典」の内容にも関わるのである。この期間に長子相続、もしくは嫡子継承という一般原則を認めうるのであろうか。天武系皇統の復活する見解は、桓武天皇の意識にあったとしても、皇位継承の上では疑問がある。それにつけても、異例のことを強行しても、反発を見ても覆らなかつた天皇の権威の根柢を、未だに考え得ないのが遺憾である。

これまで複雑な見解を述べたが、史料の精細な検討によつて、単なる思いつきではない見解による批判を希望したい。

### 注

- (1) 岸俊男『日本古代政治史研究』（塙書房 一九六六年）
- (2) 岸俊男「光明立后の史的考察」注（1）所収。初出「ヒストリア」二〇号。一九五七年。
- (3) 本居宣長『歴朝詔旨解』「第七詔」注「迹事」六三頁。（物集高見『皇学叢書』第七卷 廣文庫刊行会 一九二八年）。
- (4) 『統日本紀』一一 補注 卷第十 五三皇后の身位と光明立后

五三九頁。（『新日本古典文学大系』岩波書店一九九〇年）。

- (5) 『古事類苑』帝王部十九 皇后上 一一〇四頁。（吉川弘文館 四版 一九七七年。初版一八九六年以降刊行）。

- (6) 『統日本紀』二 注（4）二二二頁 脚注三。この文言は光明立后の詔に初見するが天武天皇の鸕野皇女（持統天皇）立后の際、あるいはそれ以前にも使われたことを否定するものではあるまい。

- (7) 『古事類苑』帝王部（5）一一〇九頁。

- (8) 『統日本紀』二 注（4）二二二頁 脚注二六。内容は「夫人藤原光明子を立てて皇后とする。その宣命詔は次の壬午条に載せる。」である。そして、脚注二七には、「光明立后の宣命の宣布は、朝堂に在京の全官人を集めてではなく、内裏に五位以上と諸司の長官だけを召し入れて行われた。これは下文の阿倍広庭が宣布した宣命第八詔がいうように、事柄が「常の事」ではなかつたからであろう。召された諸臣は内裏正殿（のちの紫宸殿）の前庭に整列して宣命を聞く。」という。

- (9) 『新儀式』第五 冊命皇后事（『群書類従』第六輯律令部 卷第八十 統群書類従完成会 一九六〇年訂正三版）二四二頁。